

機器レンタルサービス 利用規約

2024年4月1日制定

株式会社 エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ

目次

第1章 総則

- 第1条 (利用規約の適用)
- 第2条 (利用規約の変更)
- 第3条 (用語の定義)
- 第4条 (サービスの種別)
- 第5条 (サービスの提供区域)
- 第6条 (サービスの提供条件)
- 第7条 (第三者への委託)
- 第8条 (他社サービスの利用)
- 第9条 (サービスの終了)

第2章 契約

- 第10条 (契約の単位)
- 第11条 (契約期間)
- 第12条 (契約申込)
- 第13条 (保証金)
- 第14条 (契約の成立)
- 第15条 (サービス内容等の変更)
- 第16条 (契約者情報の変更)
- 第17条 (契約者の地位の承継・譲渡)
- 第18条 (契約者が行う利用契約の解除)
- 第19条 (当社が行う利用契約の解除)

第3章 レンタル機器

- 第20条 (レンタル機器の引き渡し)
- 第21条 (レンタル機器の保証)
- 第22条 (レンタル機器の工事)
- 第23条 (契約者によるレンタル機器の工事)
- 第24条 (レンタル機器の保守)
- 第25条 (レンタル機器の保守除外事項)
- 第26条 (レンタル機器の滅失)
- 第27条 (レンタル機器の返却)

第4章 契約者の義務

- 第28条 (利用責任者)
- 第29条 (提供情報の維持)
- 第30条 (電子メールによる応答義務)
- 第31条 (当社の権利の保護)
- 第32条 (利用基準の遵守)
- 第33条 (レンタル機器の管理等)

第 34 条 (禁止行為)

第 5 章 サービスの制限

第 35 条 (非常時の利用の制限)

第 36 条 (利用停止)

第 37 条 (免責)

第 6 章 料金等

第 38 条 (料金)

第 39 条 (料金等の支払義務)

第 40 条 (料金等の計算方法)

第 41 条 (料金等の支払方法)

第 42 条 (割増金)

第 43 条 (延滞損害金)

第 44 条 (割増金等の支払方法)

第 45 条 (消費税等)

第 46 条 (端数処理)

第 47 条 (入金案内業務の委託)

第 7 章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

第 48 条 (ソフトウェアの著作権等)

第 49 条 (ソフトウェア等の管理)

第 50 条 (データの取り扱い)

第 51 条 (データの利用)

第 52 条 (データの消去)

第 8 章 損害賠償

第 53 条 (責任の制限)

第 54 条 (免責)

第 9 章 雑則

第 55 条 (第三者利用)

第 56 条 (利用責任)

第 57 条 (お客さま情報の保護)

第 58 条 (通信の秘密の非開示)

第 59 条 (準拠法・管轄裁判所)

第 60 条 (分離可能性)

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）は、機器レンタルサービス利用規約（以下「利用規約」といいます。）を定め、この利用規約に基づき機器レンタルサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスを利用するものとします。

3 当社は、利用規約に対して、特定の契約者に対してのみ適用される特約を定めることができるものとします。この場合、特約は、当該契約者に対して利用規約の一部として適用されるものとします。

第2条 (利用規約の変更)

当社は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 548 条の 4 の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、利用規約を変更することができるものとします。この場合において、変更日以降は、料金その他の提供条件は、変更後の利用規約が適用されるものとします。

(1) 利用規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき

(2) 利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

第3条 (用語の定義)

利用規約において用いられる用語の定義は、次の意味で使用します。他の用語については、別途当社が提示する別紙または提供仕様等（以下「サービス仕様」といいます。）のとおりとします。

用語	用語の意味
レンタル機器	本サービスにより契約者に対して当社から貸し出される通信機器

第4条 (サービスの種別)

当社は、本サービスで提供する基本サービスは次のとおりとし、詳細については、利用規約別紙または別途当社が提示するサービス仕様に定めるとおりとします。

(1)次で指定するタイプの通信機器のレンタル提供

イ タイプ C

ロ タイプ F

(2)レンタル機器の設置・撤去工事、設定変更工事

(3)レンタル機器に故障が発生した際のオンサイト保守

2 タイプ C については別紙 1 で、タイプ F については別紙 2 で提供条件を定めます。

3 オプションサービスは、各タイプによって異なり、提供するオプションサービスの種類は、それぞれのタイプで定める別紙に記載のとおりとします。

第5条 (サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

第6条 (サービスの提供条件)

1 本サービスの詳細及び本サービスにおける基本的な技術事項は、サービス仕様に定めるとおりとします。

2 契約者が、本サービス利用のために使用する電気通信サービス、通信機器、ソフトウェア等は、当社が本サービスの一部として提供するものを除き、契約者の負担と責任で準備するものとします。

第7条 (第三者への委託)

当社は、本サービスを提供するにあたり、本サービスの運営（申込受付、提供終了後等の契約上、契約外の手続を含む）にかかわる業務を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

2 当社は、前項の規定により委託する委託先に対し、本サービスの運営上必要な範囲に限り、契約者の情報を開示します。

第8条 (他社サービスの利用)

当社は、本サービスの提供に、他社が提供するサービス、アプリケーション等（以下「他社サービス」といいます。）を利用することができるものとします。

2 前項の利用にあたり、契約者と他社サービスの提供事業者の間で利用許諾等の契約締結が必要な場合には、

当社が他社サービス及びその契約条件等を明らかにすることにより、契約者は利用契約申込時に当該契約条件等を承諾し、当該契約が締結されたものとみなします。

3 他社サービスについて、提供事業者から当社が提供を受ける料金等が改定された場合には、当社は契約者に通知することにより、その変更額と同等の範囲での料金等の変更をすることができるものとします。

4 契約者は、当社が他社サービスの提供事業者から請求があったときに契約者の氏名、住所その他請求された事項等の契約者の情報を他社サービスの利用に必要な範囲で提供事業者へ通知する場合があることについて承諾するものとします。開示先での契約者の情報の取り扱い、他社サービスの提供事業者が定めるとおりとします。

5 契約者は、当社が料金等の費用の適用又はサービスの提供にあたり必要があるときは、他社サービスの提供事業者から必要な契約者の情報の提供を受けることについて承諾するものとします。

第9条 (サービスの終了)

当社は、本サービスの一部若しくは全部を終了し、又は本サービスの提供仕様、技術要項等（契約者に対して非開示の内容を含みます。）を変更することができるものとします。

2 当社は、基本サービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当する基本サービスの契約者に対し、変更又は終了する3か月前までに通知します。

3 当社は、オプションサービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当するオプションサービスの契約者に対し、変更又は終了する2か月前までに通知します。

4 当社は、前2項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合には、該当する本サービスの契約者に対し、事前に当社の定める方法により通知又は周知します。ただし、契約者に開示されていない提供仕様、技術要項等の変更については、通知又は周知を行わないことができるものとします。

5 前3項にかかわらず、本サービスの提供に必要な他社のサービスの提供終了又は仕様変更等により、本サービスの変更又は終了をする場合は、当社がその事実を知った時から速やかに契約者に通知するものとします。

6 当社は、第2条（利用規約の変更）に基づき行った利用規約等の変更又は本条に基づき行った本サービスの変更・終了により、本サービスのために契約者が使用する電気通信サービス、通信機器等の変更、改造や契約者による利用方法の変更等のために要する費用は契約者の負担とし、これにより契約者が何らかの損害を被った場合も当社は責任を負いません。

第2章 契約

第10条 (契約の単位)

本サービスは、一つの基本サービスに関する申込毎に一つの本サービスの提供に関する契約（以下「利用契約」といいます。）を締結するものとします。

第11条 (契約期間)

利用契約の契約期間は、第20条（レンタル機器の引き渡し）に定めるレンタル機器の引き渡しが完了した日（以下「引き渡し完了日」といいます。）から12か月経過した日を含む月の月末までとします。なお、契約期間満了の1か月前までに契約者、当社の双方共に終了の意思表示がない場合は、契約期間満了の日から、更に1年間同一条件のもと自動的に更新されるものとし、以後の契約更新についても同様とします。

2 前項にかかわらず利用契約の契約期間は最長でレンタル機器の製造者が提供する保守の提供期間が終了するまでとし、保守の提供期間が終了した場合、当該利用契約は、自動的に終了するものとします。なお、以降も同等サービスの利用を希望される場合は新たに申し込みが必要となり、かかる申し込みに対する当社の承諾を要します。またこの場合、別途、工事費用及び月額費用その他料金がかかるものとします。

第12条 (契約申込)

利用契約の申込（以下「利用申込」といいます。）をしようとする者（以下「申込者」といいます。）は、利用規約等を承諾のうえ、当社が定める利用申込方法により申込みものとします。

2 契約者（申込者を含み、以下本条において同じとします。）は、利用申込、サービス利用その他により当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの申込、利用の継続及び利用契約の継続のための必須の要件であること、これに対する違反は、本サービスの申込の承諾及び継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを了知することとします。

3 契約者は、利用申込時、サービス利用時その他により当社に提供される情報に個人情報が含まれる場合は、当社に個人情報を提供することについて本人に同意を得るものとします。

4 当社は、申込者に対し、利用申込の内容を確認するため、資料提出を求めることができるものとし、申込者はこれに従うものとします。なお、当社は申込内容の確認ができるまで本サービスの提供を行わず、又は提供を停止することができるものとします。

- 5 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲で、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。
- 6 当社は、当社の審査基準に従い、利用申込内容を審査します。

第13条（保証金）

当社は、第12条（契約申込）第6項に定める審査結果により、保証金を申込者が当社に預け入れることを条件に、利用申込を承諾することができるものとします。なお、保証金の額は、申込者に対する当社の債権総額（将来発生することが合理的に見込まれる額を含む）に基づき、当社が算定することができるものとします。

2 前項の場合、申込者は、当社の指定する期日までに、保証金を当社の指定する方法により預け入れるものとします。申込者が、保証金の預け入れを行わなかった場合には、利用契約は成立しなかったものとみなします。

3 当社は、利用契約が終了した場合、保証金を契約終了後3か月以内に、契約者に利息を付けることなく返還します。

4 当社は、契約者に対し本サービスに関する債権の回収が困難と判断した場合、直ちに保証金を任意に処分し、その代金を任意の順序及び方法により当該契約者の債務の弁済に充当します。当社は、充当を行った場合、直ちに契約者にその旨を通知します。

5 契約者は、前項に定める保証金が債務の弁済に充当された場合、当社の定める期日までに、充実に要した保証金に相当する額を新たな保証金として預け入れるものとします。

6 契約者は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならず、その他一切の処分をすることができないものとします。

7 契約者は、保証金の支払いをもって本サービスに関する債務の支払いを免れることはできないものとします。また、契約者は、保証金の返還請求権をもって本サービスに関するいかなる債務とも相殺を主張できないものとします。

8 当社は、第4項に定める場合以外、保証金を処分致しません。

9 本条の規定は、契約者が利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるときにも適用することができるものとします。

第14条（契約の成立）

当社が利用開始日その他申込の承諾に関する通知を発信した時点で利用契約は成立します。

2 利用申込に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、事情によりその順序を変更することができるものとします。

3 当社は、次の場合には利用申込を拒否できるものとし、オンラインサインアップによる利用申込では、契約の承諾を取り消すことができるものとします。

(1)申込者が第36条（利用停止）第1項又は第2項のいずれかに該当するとき、又はそのおそれがあるとき

(2)申込者が過去に第36条（利用停止）第1項又は第2項のいずれかに該当したとき、又は、当社の提供する他のサービスで同様の行為を行ったことがあるとき

(3)申込者が利用申込書に虚偽の事実を記載したとき（記載された連絡先への通知が未達となる場合を含む）、又は申込内容を確認するための資料が提出されないなど申込内容の確認ができないとき、その他申込者の意思を確認できないとき

(4)申込者が指定した支払方法が金融機関等による利用の差し止めなどにより利用できなかったとき

(5)第12条（契約申込）第6項に定める審査の結果、当社の定める審査基準を満たさないとき

(6)前各号のほか、技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるとき

4 当社が申込を拒否し、又は承諾を取り消した場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。ただし、当該通知が申込者に到達しない場合でも、利用契約は成立せず、また取消は有効なものであるものとします。

第15条（サービス内容等の変更）

契約者が、本サービスの内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申込みものとします。なお、変更可能な本サービス内容の範囲は、当社が指定する範囲とします。また、変更申し込みにあたっては、第12条（契約申込）の規定を準用します。

2 当社は、申込者に対し、申込内容の確認のため、資料の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

3 第1項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。

4 第1項の申込があった場合に、当社の定める審査基準を満たさない、又は技術的に困難なとき又は保守

することが困難である等当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことができるものとします。この場合は契約者にその旨を通知します。

第16条（契約者情報の変更）

契約者は、当社に登録した情報（以下「契約者情報」といいます。）に変更があったときは、速やかに登録変更手続きをするものとします。なお、登録内容が変更された場合は、当社は変更された内容を証明する書類の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

2 契約者が前項に定める登録変更手続きを行わなかったことによる不利益に関して、当社は責任を負いません。

第17条（契約者の地位の承継・譲渡）

契約者は、利用契約を譲渡する場合には、当社の定める方法により、譲り受ける者（以下「利用契約の譲受者」といいます。）と共に当社に申込みものとします。

2 当社は、前項の譲渡申込にあたり、契約者及び利用契約の譲受者の本人確認のために資料の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

3 当社が、譲渡申込を承諾した場合には、契約譲渡承諾日を当社所定の方法で、利用契約の譲受者に通知します。

4 当社が、譲渡申込を承諾した場合は、利用契約の譲受者は、契約者が有している利用契約に基づく一切の権利及び義務を承継するものとします。

5 当社は、利用契約の譲受者が第14条（契約の成立）第3項各号に該当する場合には、譲渡申込を拒否することができるものとします。

6 利用契約から生じる契約上の地位の一部又は全部を、本条その他利用規約等に定める場合を除き、当社の承諾なく、他に譲渡、賃貸、質入れ等の行為をすることができません。

第18条（契約者が行う利用契約の解除）

契約者が利用契約を解除するときは、当社に対し解除日の2か月前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める方法により通知するものとします。この場合に、通知があった日から当該通知で解除日とされた日までの期間が2か月未満であるときは、解除の効力は当該通知があった日から2か月が経過した日を解除日とします。

2 契約期間が満了する前に契約者が利用契約を解除したとき、その他契約者の責により利用契約が終了した場合には、契約者は契約期間満了までの残存期間に対応する本サービスに係る料金の全額を当社が指定した期日に一括して支払うものとします。ただし、当社は、その事情を勘案し、支払額の一部若しくは全部の免除、又は支払期限の延期をすることができるものとします。

第19条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、次に挙げる事由があるときは、事前に催告・通知することなく、直ちに、利用契約を解除することができるものとします。

(1)第36条（利用停止）第1項に基づき当社がサービスの提供を停止した場合、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき

(2)第36条（利用停止）第1項各号のいずれかの事由があり、当社のサービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(3)契約者が指定した支払方法が金融機関等による利用の差し止めなどにより利用できなくなり、それに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき

(4)契約者と料金支払者が異なる場合で、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき

(5)利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき

(6)当社が提供する他のサービスで、利用規約違反により契約を解除されたとき

2 事由の如何を問わず、利用契約の終了時における提供サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後でもその債務が履行されるまで消滅しません。

第3章 レンタル機器

第20条（レンタル機器の引き渡し）

当社は、契約者が申込時に指定した場所（以下「納品場所」といいます。）に当社の指定する方法により、レンタル機器を送付します。

2 レンタル機器の引き渡しは、契約者がレンタル機器を受領したことにより完了します。なお、レンタル機器の引き渡しは、契約者の納品希望日より遅くなることを契約者は承諾するものとします。

第21条（レンタル機器の保証）

当社は、前条に定める引き渡し時において、レンタル機器をその目的に従った利用をした場合、正常に機能することのみを保証します。正常に機能しない場合には、当社は、無償にて、レンタル機器を修理又は交換します。

2 契約者がレンタル機器の引き渡しを受けた日から 7 日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、レンタル機器は正常に機能するものとみなします。

第22条（レンタル機器の工事）

レンタル機器については当社の責任により契約者宅内の設置、設定及び撤去等の工事を行います。ただし、契約者宅が離島及び山間部その他の一部地域にある場合、当社が指定した場合、又は契約者が請求し当社が書面その他当社が定める方法により承諾した場合は、次条の定めに従い、契約者が実施するものとします。

2 当社は、契約者から請求があったときは、レンタル機器の移転を行います。なお、移転にかかる費用は契約者の負担とします。

3 当社は、利用契約の終了、本サービスの提供仕様の変更、設備の老朽化その他当社が必要と判断した場合には、契約者に通知することにより、レンタル機器の設定変更、撤去又は更改することができるものとし、契約者はこれらの工事に協力するものとします。

第23条（契約者によるレンタル機器の工事）

第 22 条（レンタル機器の工事）第 1 項ただし書きにより、契約者がレンタル機器の設置、設定及び撤去等の工事をする場合は、当社の定める技術基準、作業手順に従って、これを行うものとします。

第24条（レンタル機器の保守）

当社が利用契約等にレンタル機器に対する修理又は交換等の保守（以下「保守」といいます。）が付帯していることを明示した場合には、保守付きのレンタル機器が故障した場合、当該レンタル機器の保守を行います。なお、契約者の故意又は過失による破損、故障及び保守が付帯していないレンタル機器又は付属品が故障したときの保守は、契約者の負担となります。また、保守により提供される代替品は、原則再生品となります。

2 契約者は、前項に定めるレンタル機器の保守を依頼する場合は、当社の定める方法により通知するものとします。当社は、当該通知を受けたときは、オンサイト保守サービスを提供します。なお、契約者の負担による保守の場合、代替品の発送前に、負担額を契約者に通知します。

3 当社は、オンサイト保守サービスについて離島及び山間部その他の一部地域については提供しないものとします。

4 当社は、故障事由その他における虚偽申告の疑いがあるとき、利用契約に関わる債務の履行遅滞があるときは、それが解消されるまで保守の提供を停止することができるものとします。

5 当社は、レンタル機器の製造者が提供する保守の提供期間が終了したとき、契約者に対して通知することにより、当該レンタル機器に対する保守を終了することができるものとします。

第25条（レンタル機器の保守除外事項）

次に掲げる事項は、レンタル機器の保守対象外とします。

(1)当社の承諾を得ずにレンタル機器の増設、移転、撤去、改造、修理を行ったことにより発生した故障の修理。

(2)契約者の責めに帰すべき事由により発生した故障の修理。

(3)天災地変（落雷を含みます。）、その他、当社又は契約者のいずれかの責めにも帰しがたい事由により発生した故障の修理。

(4)契約者の要望に基づくソフトウェアのアップグレード作業及びインストール作業。

(5)当社以外の者が実施した増設、移転、撤去、改造、修理、保守、又は他の機器の取り付け、並びに当社の定めた規格の部品、構成品以外の使用に起因する故障の修理。

(6)オーバーホール、又はこれに準ずる作業。

(7)契約者がレンタル機器の使用場所環境を、レンタル機器の製造元が指定する動作環境条件に設定、維持することを怠ったことにより生じた故障の修理。

(8)レンタル機器のログ情報解析作業。

第26条（レンタル機器の滅失）

契約者は、レンタル機器が滅失（紛失、盗難等を含みます。）したときは、直ちに当社に対しその旨を通知するとともに、当社指定の紛失届を提出するものとします。なお、この場合、当社は、契約者に対して、当社が別途指定する当該レンタル機器の購入代金に相当する額を請求することができるものとします。

2 第 33 条（レンタル機器の管理等）の規定に違反してレンタル機器を毀損した場合には、当社又は当社が指定する者が当該レンタル機器を復旧又は修理するものとし、その費用は契約者が負担するものとします。

また、復旧、修理が不可能である場合は、契約者は当該レンタル機器の購入代価を損害賠償として負担するものとします。

第27条（レンタル機器の返却）

契約者は、第23条（契約者によるレンタル機器の工事）によりレンタル機器を撤去したとき、又は第24条（レンタル機器の保守）第2項により代替品を受領したとき、若しくは事由の如何を問わず利用契約が終了したときは、通常の損耗を除き契約者の負担により原状に復したうえで、14日以内にレンタル機器を当社の指定する場所へ送付して返却するものとします。なお、そのときの返却の送料は契約者負担とします。

2 契約者がレンタル機器の原状回復を怠ったときは、当社が支払った原状回復に要した費用を当社の請求に従い当社に支払うものとします。

3 契約者がレンタル機器の返却を遅延した場合において、当社又は当社の指定する者による所在場所からのレンタル機器の引き揚げについて、契約者はこれを妨害したり拒んだりしません。なお、レンタル機器の引き揚げに関する一切の費用は契約者の負担とします。

4 第1項で定める期限までにレンタル機器が返却されない場合は、レンタル機器が滅失したものとみなし、第26条第1項により、当社は契約者に対し当該レンタル機器の購入代金に相当する額を請求することができるものとします。ただし、この場合であっても当社は契約者にレンタル機器を譲渡するものではありません。

第4章 契約者の義務

第28条（利用責任者）

本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、その連絡先（住所、電話番号及び電子メールアドレスその他当社が指定する事項のことをいいます。）を当社の指定する方法で届け出るものとします。利用責任者が交代したとき、又は連絡先に変更があった場合は直ちに当社の指定する方法で届け出るものとします。届け出されていない、又は届出内容が誤っている等により、当社が契約者と連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は責任を負いません。

2 当社は、当社から契約者に対する通知を利用責任者に対して行うことができるものとし、利用責任者に行った通知は、契約者に通知したものとみなします。

3 前項のほか、利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、利用規約等に基づく本サービスの利用適正化を図るものとします。

第29条（提供情報の維持）

契約者は、本サービス利用のために当社に提供したすべての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

第30条（電子メールによる応答義務）

契約者は、常に当社からの電子メールが、連絡先メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスやビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信することができるものとします。

第31条（当社の権利の保護）

契約者は、レンタル機器の所有権が当社に帰属していることを了知し、第三者より強制執行その他レンタル機器に対する当社の所有権を侵害する行為を受け、又は受けるおそれがあるときは、直ちに当該機器が自己の所有に属さないことを主張、証明し、かつ直ちにその旨当社に通知したうえで、当社の指示に従い対処するものとします。

第32条（利用基準の遵守）

契約者は、利用規約等に定める技術的条件その他の利用方法（以下「利用基準」といいます。）を遵守して、本サービスを利用するものとします。

第33条（レンタル機器の管理等）

契約者は、レンタル機器を善良な管理者の注意をもって保管するとともに、次のことを遵守するものとします。

- (1) レンタル機器を当社の承諾なく設置場所から移動しないこと
- (2) レンタル機器を分解、解析、改造、改変などして、引渡時の原状を変更しないこと
- (3) 当社の事前の承諾なくレンタル機器を他の不動産又は動産に付着しないこと
- (4) 契約期間中、レンタル機器に貼付された当社がレンタル機器の所有権を有する旨の標識を維持すること

- (5) レンタル機器の取扱説明書その他により製造元等により指定された使用目的、使用方法に従って利用すること
- (6) レンタル機器に直接又は間接的に接続する契約者の管理するコンピュータ、ネットワーク機器その他必要な設備（以下「契約者設備等」といいます。）を適正に管理するものとし、不適正な利用によりレンタル機器に支障を与えないこと

第34条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) レンタル機器を譲渡又は担保に供する行為その他当社の所有権を侵害する行為
- (2) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (3) 当社の許可なくレンタル機器の設定を変更する行為

第5章 サービスの制限

第35条（非常時の利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービスを制限し、又は提供を中止することができるものとします。

第36条（利用停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2) 第4章契約者の義務の規定その他利用規約等に定める契約者の義務に違反したとき
- (3) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき
- (4) 収納代行会社又は金融機関等により契約者が指定したクレジットカード、指定口座等が使用することができなくなったとき
- (5) 契約者と料金支払者が異なる場合で、料金支払者より料金の支払停止の通告があったとき
- (6) 当社が提供する他のサービスにて、利用規約違反があったとき
- (7) 当社に対する金銭債務に関し、当社の催促にもかかわらず支払いがないとき
- (8) その他、当社が不適切と判断するとき

2 第1項によるサービスの提供の停止又は制限の解除には、数日要する場合があることを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

3 当社は、本条の規定による措置を行ったときは、契約者に対してその旨を連絡先メールアドレスに通知するものとします。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

第37条（免責）

当社は、本章に定めるサービスの制限の実施について、他に定めがある場合を除き、契約者に対し責任を負いません。

第6章 料金等

第38条（料金）

本サービスの料金及び利用契約上の手続きに関する手数料（以下併せて「料金」といいます。）は、各タイプで定める別紙の料金表のとおりとします。

2 当社は、キャンペーン等の特典として、一時的に料金等を変更することができるものとします。キャンペーン等での特典適用の条件は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

第39条（料金等の支払義務）

契約者は、第38条（料金）に定める料金を支払う義務を負います。

2 初期費用は、利用開始の有無に係らず、利用契約が成立又は利用契約上の手続きをした時点で、支払義務が発生します。

3 月額料金は、利用開始日から利用契約の終了日までの期間について、支払義務が発生します。

4 第14条（契約の成立）第3項の規定により、当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、その取り

消しまでの期間における契約が成立した場合と同額の損害金を、当社は利用申込者に対して請求できるものとし、損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。

5 契約者の申請を当社が承諾し、利用規約等に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとし、当社は当該作業について特別料金が必要となる場合は、契約者に対してその旨を事前に通知します。

第40条（料金等の計算方法）

料金等の計算は、次の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算する料金の額とします。

- (1) 利用開始月の料金の額は、サービスの料金表のとおりとします。
- (2) 契約の解除日（最低利用期間を経過する前に解除があった場合を除きます。）、及び当該月の料金の額は、サービスの料金表のとおりとします。
- (3) 年一括払い料金の場合は、サービスの料金表のとおりとします。

第41条（料金等の支払方法）

契約者は、料金等を次の各号の中から契約者が申請し、当社が承諾した方法により、当社又は金融機関等（収納代行業者等を含みます。以下同じとします。）が指定する期日に支払うものとし、

- (1) 口座振替
- (2) 請求書払

2 支払いに関する細部条項は契約者と金融機関等との契約条項によります。また、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社は責任を負いません。

3 当社は、第1項により定められた支払方法で料金等の請求ができない場合、請求書その他任意の方法で契約者住所（法人の場合登記上の住所を含みます。）、連絡先メールアドレス等に料金等を請求できるものとし、契約者は当該請求に従い料金等を支払うものとし、この場合、当社は、当該請求に要した費用を契約者に請求できるものとし、

第42条（割増金）

当社は、契約者が料金等その他利用契約に係る債務の支払いを不法に免れたときは、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として請求することができるものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとし、

第43条（延滞損害金）

当社は、契約者が料金その他の利用契約に係る債務について支払い期日を経過してもなお支払いがないときは、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に対する年14.5%の割合で計算して得た額を延滞損害金として請求できるものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとし、

第44条（割増金等の支払方法）

第42条（割増金）及び第43条（延滞損害金）に定める割増金、延滞損害金の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとし、

第45条（消費税等）

契約者が当社に対し利用契約に係る債務を支払う場合に消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとし、

第46条（端数処理）

当社は料金その他の計算で、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第47条（入金案内業務の委託）

契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、第三者に委託することを、予め承諾するものとし、

第7章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

第48条（ソフトウェアの著作権等）

契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報（以下「提供ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社又は当社にこれらの情報の利用を許諾した第

三者が所有します。

2 契約者は、提供ソフトウェア等を本サービス等の利用の目的にのみ使用することができ、これ以外の目的での使用はできません。

第49条（ソフトウェア等の管理）

契約者は提供ソフトウェア等について、次の条件を守るものとします。

- (1)契約者は、提供ソフトウェア等を第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
- (2)提供ソフトウェア等を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (3)提供ソフトウェア等の利用に関し、第48条（ソフトウェア等の著作権等）の規定を遵守すること

第50条（データの取り扱い）

レンタル機器に保存されたデータ（以下「保存データ」といいます。）の滅失、毀損に備えた複製及び滅失、毀損時の復元は、契約者の責任と費用で行うものとします。

2 保存データが、滅失、毀損し、又は当社の責によらない事由による漏洩や目的外の利用があったとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

3 保存データに関する一切の責任は契約者が負うものとし、当社は何らの責任を負いません。また、保存データの利用に関して、第三者から第三者が有する知的財産権の権利を侵害するとして当社に損害賠償請求その他何らかの請求があった場合には、契約者がこれを引き受け、契約者の責任と負担によりこれを解決するものとします。なお、これにより当社に何らかの損害が生じたときは、対応に要した稼働等の費用を含め、当社はかかる損害の賠償を契約者に請求することができるものとします。

第51条（データの利用）

当社は、設備の故障又は停止の復旧等の設備保全又は当社の提供するサービスの維持運営のため、保存データを確認し、又は複製、複製、解析等の利用をすることができるものとします。ただし、本条の定めは、保存データの復元を保証するものではありません。

2 当社は、保存データを、前項その他本利用規約に明示された場合又は法律上認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含みます。）を除き、確認、利用その他の措置をし又は第三者に開示、提供しないものとします。

第52条（データの消去）

当社は、利用契約が終了した場合、保存データを消去するものとし、また、保存データの返却、提供には応じません。これらによる契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社は責任を負いません。

第8章 損害賠償

第53条（責任の制限）

本サービスに関連して当社が負う責任は、利用規約等に記載された範囲に限られ、それ以外には責任を負わないものとします。

2 レンタル機器の不具合等、本サービスが原因で契約者が利用する電気通信サービスその他何らかの役務、商品等が利用できないことについて、当社は責任を負わないものとします。

3 当社が提供する機器・ソフトウェア等以外の機器・ソフトウェア等や電気通信サービス等の契約者が準備、調達する機器、ソフトウェア等、サービスが原因で本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

4 本サービスの提供に関連して当社が契約者に損害賠償責任を負う場合、当社は、障害等の損害賠償責任の原因が生じた時点における契約者との契約内容の月額料金を限度として損害の賠償をします。ただし、予見の有無及び可否を問わず特別の事情から生じた損害、間接的損害、派生的損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

5 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

第54条（免責）

第53条（責任の制限）の規定は、本サービスの提供に関して当社が契約者に負うすべての責任を規定したものとします。

2 当社は、契約者その他いかなる者に対しても、本サービスを利用した結果について、商品性、特定目的への適合性、又は権利の非侵害性に関する黙示の保証を含む、すべての明示的又は黙示的な条件、表明及び保証をなさないものとします。

3 利用規約等に従って当社が行った行為について、当社は責任を負いません。

第9章 雑則

第55条 (第三者利用)

契約者は、本サービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者に本サービスの一部又は全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社を免責しなければならないものとし、

2 前項の場合に、契約者は、契約者が本サービスを利用させた第三者（以下「サービス利用者」といいます。）に対して、本利用規約第4章（契約者の義務）その他利用規約等に定める契約者の義務を遵守させなければならない、当該第三者が本利用規約第3章その他利用規約等に定める契約者の義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなして、当社は利用停止等の措置を取ることができるものとし、

3 第1項の場合に、契約者は、サービス利用者に対し、当社を免責し、当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、第三者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとし、

4 前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとし、

第56条 (利用責任)

本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者若しくは第三者に対して損害を与えた場合、又は契約者が他の契約者若しくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑又は損害を与えないものとし、

2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとし、

第57条 (お客さま情報の保護)

当社は、本サービスの提供に関連し、知り得た契約者の技術上・営業上又はその他の業務上の情報（以下「お客さま情報」といいます。）を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとし、

2 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとし、

3 当社は、お客さま情報を、個人情報保護方針若しくは本利用規約に明示された場合又は法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、第三者に開示、提供しないものとし、

4 当社が本条に違反し契約者に損害を与えたときは、当社は契約者に対しその損害を賠償するものとし、

5 本条の定めは、当社が契約者に対して負うお客様情報の保護に関する義務のすべてであり、契約者と当社の間で締結された他の契約に定められた情報管理に関する規定はお客さま情報には適用されないものとし、

第58条 (通信の秘密の非開示)

当社は、レンタル機器に対するアクセス状況その他当社が保有する個別の通信を特定する可能性のある記録等の「通信の秘密」について、法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、契約者を含むいかなる者に対しても、開示、提供しないものとし、これにより発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

第59条 (準拠法・管轄裁判所)

利用規約等の適用の有無を含め利用規約から生じる一切の紛争は日本法を適用して解決するものとし、東京地方裁判所を唯一の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第60条 (分離可能性)

利用規約等のいずれかの規定について、法令等又は裁判などにより違法、無効又は不能とされたとしても、それ以外の規定は、継続して完全に効力を有するものとし、

付則

この利用規約は、2024年4月1日から制定実施します。